

## 食品接触材料安全センターメールマガジン No.36 (HP 掲載版)

食品接触材料安全センターメールマガジン No.36 (2022 年 4 月上旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

### ■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

#### 食品接触材料安全センターの組織と事業紹介 (JHP 承継規格管理委員会)

(旧)衛生協議会の各種事業をきめ細かく継承するため、3つの委員会が設立されています。今回は、(旧)塩食協の技術委員会を引き継ぐ JHP 承継規格管理委員会を紹介します。この委員会は、JHP 承継規格に係る PL 掲載物質の安全性評価をはじめ、国内外の関連法令、安全衛生情報等の調査、研究などの事業を担い、2021 年度 5 回開催しました。

委員会では、対象樹脂を塩ビとし、国の PL 制度運用上の課題と検討の方向性について協議してきました。また、塩ビに限らず、国内外の各種物質の規制動向について意見交換を行っています。

国の PL 制度運用に際しては、発効済の(旧)確認証明書から塩食協型適合確認書への書き換えを進めています。国の PL 制度に対応した新規申請を受けつけるときも、(旧)塩食協の規格を参照することで、安全性がより担保されると考えています。

■ PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

厚生労働省は、2022 年 3 月 23 日の審議会部会において、既存物質の再整理と PL の改編に向けた具体的内容を示しました。先回は、PL 制度の対象外になる物質を整理しましたので、今回は PL 制度の対象になる物質について、まず基材（基ポリマー）を中心に見てみましょう。

基材という新たな概念が設定された背景には、今回合成樹脂が PL の対象になり、天然物・無機物などが対象にならないと整理されたことがあります。一方、これら全体はいずれも最終製品を構成するものであり、例えば添加剤の含有量を決定するとき、合成樹脂に限らず全体を計算の分母に置くことが求められます。この全体を基材という概念で整理します。

基材は最終製品の形状を決定します。この要件を基ポリマーに適用するとき、必要な分子量として一般に分子量 1,000 以上が考えられます。一方、分子量 1,000 未満のポリマーについては、一般に基ポリマーとしての要件を満たさないと考えられるため、添加剤に位置づけられます。

ここで注意すべきこととして、分子量が1,000以上であっても、室温で液状を呈するポリマーについては、最終製品の形状を決定できるとは見なされないため、添加剤に位置づけられます。

既にご紹介したように、今回基材（基ポリマー）のリストをモノマーベースのリストに改編することで、従来のプラスチックのリスト（第1表(1)）と被膜形成時に化学反応を伴うコーティングのリスト（第1表(2)）を一本化することになりました。またモノマーベースにした結果、使用可能な食品区分や温度制限を設定する必然性がなくなりました。更に微量モノマーリスト（第1表(3)）を撤廃することとしました。

以上見るように、今回のリスト改編において、特に基ポリマーリストが大きく変更されると言えます。

## ② 第1表（基材）の改編 <全体像>

※3/23  
時点案

### ➤ 収載物質の範囲の明確化

運用上、製造時に目標とした分子量で判断

・基材（基ポリマー）…合成樹脂中の重合体（分子量1000以上）  
【第1表】⇒合成有機高分子物質\*

基材に該当するものは【第1表】に再編

・添加剤…原則、分子量1000未満で、以下のいずれも満たす物質

・基材の物理的又は化学的性質を変化させるもの

・最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられるもの

【第2表】⇒有機低分子物質

\*：常温常圧で液状のもの、又は特殊な官能基を有しその官能基が【基材】に対して特有の効果を発揮するもの（分子量2000程度を目安とする）は、【有機低分子物質】と同様のリスク管理が必要と考えられるため、【添加剤】として【第2表】で管理する。

### ➤ 制度の運用を考慮した改編

・第1表(1)と第1表(2)の統合と収載物質の整理

・収載方法の変更と材質区分（合成樹脂区分）の整理

・基材の98%超が、第1表に収載されているモノマーで構成されることとする  
→第1表(3)（微量モノマー）の撤廃

### ➤ 制限の撤廃

・使用可能な食品区分及び温度に関する制限の撤廃

5

（2022年3月23日審議会部会資料より）

### 食品接触材料に関する内外の動き

●3月23日厚労省は審議会部会で既存物質におけるPL改編と物質整理の資料と議事要旨を公表した。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24600.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24600.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24754.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24754.html)

●3月16日厚労省「改正食品衛生法の施行に関する説明会」の配布資料がHPにアップされた。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_23875.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23875.html)

●3月28日内閣府「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（第14回）」

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku\\_kisei\\_kaigi/dai14/gijisidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai14/gijisidai.html)

●台湾環境保署「開会案内（公開会議）」

[https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS\\_EPA/ExternalBBS.aspx](https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS_EPA/ExternalBBS.aspx)

4月13日「食品接触以外のプラスチック容器リサイクル生産品の推進作業概要（案）」ワークショップ

●3月24日欧州委員会植物、動物、食品及び飼料常設委員会（SC-PAFF）食物連鎖の新規食品及び毒物学的安全性部会は、「食品接触リサイクルプラスチック材料及び成形品に関する、そして規則（EC）No282/2008を廃止する規則（EU）xxx/xxx」（案）を上程

[https://ec.europa.eu/transparency/comitology-](https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/273449/079492/2/attachment)

[register/core/api/integration/ers/273449/079492/2/attachment](https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/273449/079492/2/attachment)

●2月28日欧州委員会 SC-PAFF 新規食品及び毒性学的安全性部会議事要旨

[https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-03/reg-com\\_toxic\\_20220228\\_sum.pdf](https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-03/reg-com_toxic_20220228_sum.pdf)

●3月9日EFSA「食品接触材料に使用するジエチル[[3,5-ビス（1,1-ジメチルエチル）-4-ヒドロキシフェニル]メチル]ホスホネートの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7172>

「プラスチック製の食品接触材料に使用する漂白したセルロースパルプの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7171>

●EFSA「消費済 PET の食品接触材料へのリサイクルに使用される Vacurema Prime 技術に基づく、プロセス Coca - Cola HBC Polska の安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7189>

「消費済 PET の食品接触材料へのリサイクルに使用される Vacurema Prime 技術に基づく、プロセス Enkador の安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7188>

「消費済 PET の食品接触材料へのリサイクルに使用される Starlinger iV+技術に基づく、プロセス Veolia の安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7187>

●3月30日欧州委員会循環型経済政策パッケージ第1弾（エコデザイン、テキスタイル、建設資材、消費者権限）公表。7月頃第2弾（工業排出、グリーン主張、包装及び包装廃棄物、バイオベース・生分解性及びコンポスト化可能プラスチック、マイクロプラスチック環境汚染）公表予定。

[https://ec.europa.eu/environment/strategy/circular-economy-action-plan\\_en](https://ec.europa.eu/environment/strategy/circular-economy-action-plan_en)

●4月1日 K&H 「EU のプラスチック規制：知っておくべきこと」

<https://www.packaginglaw.com/special-focus/eus-plastics-regulation-what-you-should-know>

●3月21日英国食品基準庁（FSA）「FSA は、開放的環境から回収されたプラスチックの安全性に関するエビデンスを求める」

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/fsa-issues-call-for-evidence-on-safety-of-plastics-recovered-from-the-open-environment>

●3月22日独 BfR 「食品と日用品：人々が懸念すること」

[https://www.bfr.bund.de/en/press\\_information/2022/10/food\\_and\\_everyday\\_products\\_what\\_is\\_the\\_population\\_concerned\\_about\\_-293969.html](https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2022/10/food_and_everyday_products_what_is_the_population_concerned_about_-293969.html)

●3月24日官報 CPSC 「ある種のフタル酸エステルを含む子供用おもちゃ及び育児用品の禁止」

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/24/2022-06223/prohibition-of-childrens-toys-and-child-care-articles-containing-specified-phthalates>

業界団体の提訴と司法の調停に基づき、コメント募集の範囲は、フタル酸エステル規制に対するファイナルルールへの正当性、及び DINP に暫定禁止を継続するときの費用便益

分析。

●3月31日 NZ WTO 通報 G/TBT/N/NZL/103/Add.1

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN20/NZL103A1.pdf&Open=True>

PVC 包装規制を当初示された精肉用包装から食品包装全体に拡大し、2022年10月1日施行。

-----

■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>)

ー Jcii の個人情報の取扱いに関しましては、Jcii ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。( <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/> )

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。( [info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp) )

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階  
Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmsec@jcii.or.jp  
URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>